一般社団法人沖縄県介護福祉士会賛助会員規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人沖縄県介護福祉士会（以下「本会」と略す）定款第５条に規定する賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第２条　本会の目的に賛同し、その事業を推進しようとする個人又は団体とする。

（賛助会員の特典）

第３条　本会は、第１条の目的を達成するため賛助会員に対して次の協力を行う。

(1) 公益社団法人日本介護福祉士会及び本会が作成又は発行する資料等を提供する。

(2) 本会が主催する研修等において展示及び販売の希望がある場合には優先的に利用することができる。

(3) 本会が作成する広告媒体（ホームページ等）において無料で掲載できる権利を有する。詳細については、別紙「賛助会員広告掲載要領」に示す。

(4) その他第１条の目的を達成するために必要な協力を行う。

（賛助会員の入会）

第４条　賛助会員の入会を希望する者は、別紙様式の入会申込書を会長に提出し理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

（賛助会員の会費）

第５条　賛助会員の会費は次の通りにする。賛助会員　年会費１万円/１口

２　会員資格は各年度とする。

（賛助会員の資格の喪失）

第６条　賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 本会に所定の退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡したとき、もしくは失踪宣言を受けたとき。

(3) 年会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（賛助会員の退会）

第７条　賛助会員が退会しようとするときは、定款第８条により別紙様式の退会届を会長に提出しなければならない。

（賛助会員の除名）

第８条　本会定款第９条の規定に基づき賛助会員を除名することができる。

（その他）

第９条　賛助会員について本規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附則

この規程は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

一　規定の修正又は変更を加えた事項

１　第４条で賛助会員の入会を**「会長の承認を経て」**とあったのを，**「理事会の承認を経て」と変更**しました。

（理由）定款第６条で「この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。」とあるので，この規定に合わせました。

変更前の規定では，理事会で入会が認められなかった場合でも，会長が承認すれば入会できることになり，定款の規定に反することになります。

２　第３条第１号の「**社団法人**日本介護福祉士会」を「**公益社団法人**日本介護福祉士会」に変更しました。

二　その他検討すべき事項

賛助会員が，「入会基準に係る規定」第２条第２項に該当することが判明した時は，社員総会の除名決議を経ることなく，資格喪失するとしたかったのですが，定款第１０条の定款変更が必要なため，今回は手を付けていません。

明らかに入会基準から外れてしまっている場合も，わざわざ社員総会を開催しなければならず，かつ加重された決議要件で除名しなければならないのは手間がかかり過ぎると思われます。

また，迅速に除名しなければならないにも関わらず，総会で決議を経るまでは会員の地位を保持したままであり，その間に会に損害を与えないとも限りません。